

核融合科学研究所装置等使用料に関する申合せ

制 定 令和4年12月14日 所長決定

最終改正 令和5年10月31日

(趣旨)

第1 この申合せは、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）が管理する装置等の使用料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の資格)

第2 研究所が管理する装置等を使用し、技術支援を受けることのできる者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 研究所職員

(2) 国，地方公共団体，国立大学法人，大学共同利用機関法人，独立行政法人若しくは教育・研究を事業目的とする法人又は団体に所属する者

(3) 企業等に所属し，研究開発に従事する者

2 前項第2号又は第3号の者が，別に定める装置等を使用するにあたっては，原則として，次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 自然科学研究機構又は研究所が公募する共同研究等に採択されること。

(2) 研究所と共同研究契約又は受託研究契約を締結すること。

(使用料)

第3 使用者は，研究所が指定する方法で，別に定める使用料を負担しなければならない。

2 第2第2項第1号に該当する者の使用料は無償とする。

3 第1項の規定にかかわらず，研究所は，特別の理由があると認めるときは，使用料の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第4 この申合せに定めるもののほか，装置等の使用料に関し必要な事項は，別に定める。

附 記

この申合せは，令和5年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは，令和5年11月1日から実施する。